

指定（介護予防）短期入所療養介護の運営規程

（事業の目的）

第一条 医療法人博報が開設する岡崎東病院 介護医療院が行なう指定短期入所療養介護及び指定介護予防短期入所療養介護の事業（以下「施設」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、施設の従業者が、要介護状態（介護予防にあっては要支援状態）にある高齢者に対し、適正な指定短期入所療養介護及び指定介護予防短期入所療養介護（以下「指定（介護予防）短期入所療養介護」という。）を提供することを目的とする。

（運営の方針）

第二条

- 1 指定短期入所療養介護サービスの提供にあたって、施設の従業者は、要介護者が可能な限り居宅においてその有する能力に応じた日常生活を営むことができるよう、看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上の支援を行い、療養生活の質の向上及び利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図れるよう、利用者の立場に立った指定短期入所療養介護サービスを提供する。
- 2 指定介護予防短期入所療養介護サービスの提供にあたって、施設の従業者は、要支援者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上の支援を行なうことにより、要支援者の療養生活の質の向上及び心身機能の維持回復を図り、もって要支援者の生活機能の維持又は向上を目指すものとする。
- 3 施設は、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って指定（介護予防）短期入所療養介護サービスの提供に努める。
- 4 施設は、地域や家庭との結び付きを重視した運営を行い、関係市町村、地域包括支援センター、居宅介護支援事業者、居宅サービス事業者、他の介護保険施設その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努める。

（名称及び所在地）

第三条

- 1 名称及び所在地は次のとおりとする。
  - （1）名称 医療法人博報会岡崎東病院 介護医療院
  - （2）所在地 岡崎市洞町字向山16番地2

（従業者の職種、員数及び職務の内容）

第四条

- 1 施設に勤務する職種、員数及び職務の内容は、次のとおりとする。
  - （1）管理者 1名（常勤職員）

管理者は、施設の従業者の管理及び業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行う。
  - （2）医師 3名 以上  
医師は、入所者の健康管理、療養上の指導並びに病状に応じて妥当適切な診療を行

う。

また、医師は、入所者の病状が急変した場合においても速やかに診察を行う体制を確保するため、宿直を行う。

(3) 薬剤師 1名 以上

薬剤師は、施薬、処方及び服薬指導を行う。

(4) 看護職員 19名 以上

看護職員は、医師の指示に基づき入所者の病状及び心身の状況に応じ看護の提供に当たる。

(5) 介護職員 27名 以上

介護職員は、入所者の病状及び心身の状況に応じ介護の提供に当たる。

(6) 理学療法士 3名 以上

作業療法士 2名 以上

言語聴覚士 2名 以上

理学療法士・作業療法士・言語聴覚士は、医師等その他の職種のものと同じし、リハビリテーション実施計画を作成するとともに、効果的な機能訓練を行えるよう指導する。

(7) 管理栄養士 2名 以上

管理栄養士は、必要な栄養管理や栄養食事相談等を行う。

(8) 介護支援専門員 2名 以上

介護支援専門員は、施設サービス計画の作成に関する業務にあたる。

(9) 診療放射線技師 1名 以上

(指定(介護予防)短期入所療養介護サービスの内容)

第五条

1 指定介護療養医療院の内容は次のとおりとする。

(1) I型介護医療院(看護/介護 6:1/4:1)

(2) 心身の状況や病状、又は家族の疾病や冠婚葬祭及び出張の理由、若しくは家族の身体的・精神的な負担の軽減を図るために、一時的に入所して看護、医学的管理の下における介護その他の世話及び機能訓練その他の必要な医療を提供する。

(通常を送迎の実施範囲)

第六条 岡崎市内

(利用料その他の費用の額)

第七条

1 指定(介護予防)短期入所療養介護サービスの利用料の額は厚生労働大臣が定める基準によるものとし、指定(介護予防)短期入所療養介護サービスが法定代理受領サービスであるときは、介護保険負担割合証に表示の負担割合に応じた金額とする。

2 利用者が選定する特別な病室については、次の額を徴収する。

個室 1日 2,200円

特別個室 1日 5,500円

3 日常生活において通常必要となる費用で利用者が負担すべき費用は、実費を徴収する。

- 4 食費 1日当たり 1,555円(朝食345円 昼食605円 夕食605円)
- 5 滞在費 1日当たり 多床室 380円 個室 1,720円

※ 但し、上記の4・5については各市町村による負担限度額を受けている場合には、認定証に記載している限度額となります。

- 6 前各項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又は、その家族に対して事前に文書で説明した上で、支払に同意する旨の文書に署名を受けることとする。

(施設の運営に当たっての留意事項)

#### 第八条

- 1 災害その他やむを得ない事情がある場合を除き、定員を超えて入所させない。
- 2 利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、医薬品などの管理を適正に行う。
- 3 感染症の発生、蔓延しないよう、必要な措置を講じる。
- 4 利用にあたっては、懇切丁寧を旨とし、利用者又はその家族に対して療養上必要な事項について、理解しやすいように指導又は説明を行う。
- 5 診療にあたっては、療養上妥当適切に行う。看護、医学的管理の下における介護については、適切な技術により行い、1週間に2回以上入浴又は清拭を行う。

(事故発生の防止及び緊急時等における対応方法)

第九条 施設は、安全かつ適切に、質の高い介護・医療サービスを提供するために、事故発生の防止のための医療安全規約を定め、介護・医療事故を防止するための体制を整備する。また、指定(介護予防)短期入所療養介護サービスの提供を行っているときに入所者に病状の急変その他必要な場合は、速やかに医師又はあらかじめ定めた協力医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講ずることともに、管理者に報告する。

- 2 事故発生の防止のための委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)及び従業者に対する定期的な研修を実施する。
- 3 前2項に掲げる措置を適切に実施するための担当者を設置する。  
担当者 看護師 村崎令子
- 4 施設は、安全感染対策室を設置し、事故の防止に係る指示や事故が生じた場合の対応について、適切に従業者全員に行き渡る体制を整備する。
- 5 施設は、入所者に対する(介護予防)短期入所療養介護サービスの提供により事故が発生した場合は、市町村、入所者の家族等に連絡するとともに、必要な措置を講ずるものとする。

(施設の利用にあたっての留意事項)

#### 第十条

- 1 看護職員等は、利用者に対して従業員の指示に従ってサービス提供を受けてもらうよう指示を行う。
- 2 看護職員等は、事前に利用者に対して次の点に留意するよう指示を行う。
  - (1) 気分が悪くなった時はすみやかに申し出る。
  - (2) 利用者は医療法人博報会岡崎東病院の規則を守り、他の迷惑にならない様にする。
  - (3) 共用の施設・設備は他の迷惑にならないよう利用する。

(協力病院等)

第十一条 施設は、入所者の病状の急変等に備えるため、あらかじめ、協力病院を定めるものとする。

2 施設は、あらかじめ協力歯科医療機関を定めておくよう努めるものとする。

(防火対策)

第十二条 施設は、非常災害に備えて、消防計画、地震等の火災に対処する計画を作成し、防火管理者または火気・消防等についての責任者を定め、年2回定期的に避難、救出その他必要な訓練を行うものとする。

(業務継続計画の策定等)

第十三条 施設は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する介護保健施設サービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

2 施設は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に行うものとする。

3 施設は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(苦情処理)

第十四条 施設は、指定（介護予防）短期入所療養介護サービスの提供に係る入所者及び家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、必要な措置を講ずるものとする。

2 施設は、提供した指定（介護予防）短期入所療養介護サービスの提供に関し、法第23条の規定により市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村の職員からの質問若しくは照会に応じ、及び市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

3 施設は、提供した指定（介護予防）短期入所療養介護サービスに係る入所者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会の調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

(個人情報の保護)

第十五条 施設は、入所者又は家族の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」を遵守し適切な取り扱いに努めるものとする。

2 施設が得た入所者又は家族の個人情報については、施設での指定（介護予防）短期入所療養介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については入所者又は家族の同意を、あらかじめ書面により得るものとする。

(虐待防止に関する事項)

第十六条 施設は、利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため、以下に掲げる事項を実施する。

- (1) 虐待防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的で開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る。
- (2) 虐待防止のための指針を整備する。
- (3) 虐待を防止するための定期的な研修を実施する。
- (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を設置する。

担当者 看護師 村崎令子

(身体拘束に関する事項)

第十七条 施設は、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為は行わない。やむを得ず身体拘束を行う場合には、その様態及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録するものとする。

2 施設は、身体的拘束等の適正化を図るため、以下に掲げる事項を実施する。

- (1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図る。
- (2) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備する。
- (3) 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施する。

(地域との連携)

第十八条 施設は、その運営にあたっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流を図るものとする。

2 施設は、その運営にあたっては、提供した指定（介護予防）短期入所療養介護サービスに関する入所者又はその家族からの苦情に関して市等が派遣する者が相談及び援助を行う事業その他の市が実施する事業に協力するよう努めるものとする。

(その他の施設の運営に関する重要事項)

第十九条

- 1 施設は、生活相談員等の質的向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体系を整備する。
  - (1) 採用時研修 採用後3ヵ月後
  - (2) 継続研修 年1回
- 2 従業者は業務上知り得た利用者及びその家族の秘密を正当な理由なく第三者に漏らしません。
- 3 従業者であった者に、業務上知り得た利用者及びその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においても、正当な理由なく第三者に漏らさない旨を、従業者との雇用契約の内容に含むものとする。

- 4 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は医療法人博報会と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附則

この規程は、平成31年4月1日から施行する。

最終改訂：令和6年12月1日